二　試験実施地

別表の「受験地」欄に掲げる都道府県

三　受験手続

1　受験案内及び申込用紙の交付

⑴　交付期間　平成30年４月12日（木）から同年５月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後５時まで）

ただし、郵送で申込用紙等を請求する場合は、平成30年５月７日（月）までに、封筒の表面に「税理士請求」と赤書の上、返信用封筒（Ａ４判大）を同封して、１人１部ずつ請求すること。

なお、返信用封筒には、郵便番号・宛先を明記し、140円分の切手を貼ること。

⑵　交付場所　別表に掲げる各国税局及び沖縄国税事務所（以下「国税局等」という。）

2　受験申込みの受付

⑴　受付期間　平成30年５月８日（火）から同年５月18日（金）まで

㈱　1　申込書類が完備しており、かつ、平成30年５月18日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、平成30年５月18日（金）までに到着したもの）に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士受験」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。

2　国税電子申告・納税システム（e―Tax）で受験申込みを行う場合は、受験申込受付期間内（平成30年５月８日（火）から平成30年５月18日（金）まで）に受験申込手続きを完了し、かつ、平成30年５月18日（金）までに申込書類の全てにつき提出があったもの（平成30年５月18日（金）までの通信日付印のあるもの（料金後納郵便又は料金別納郵便については、平成30年５月18日（金）までに到着したもの））に限り受け付ける。

なお、封筒の表面に「税理士試験電子申請添付書類」と赤書の上、必ず一般書留、簡易書留又は特定記録郵便で送付すること。

⑵　郵送先　試験を受けようとする受験地を管轄する国税局等（別表参照）

3　申込書類

⑴　税理士試験受験願書・税理士試験受験申込書

⑵　受験票及び写真票

⑶　受験資格を有することを証する書面

四　合格者の発表

1　発表予定日　平成30年12月14日（金）

2　発表の方法　税理士試験に合格した者について、発表予定日の官報にその受験地、受験番号及び氏名を掲載する。

五　その他

1　受験資格・受験手続等に関する詳細は、国税局等で交付する「第68回税理士試験受験案内」を参照すること。

2　受験手数料は、受験申込科目数に応じ、次のとおりである。税理士試験受験願書の所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。

なお、国税電子申告・納税システム（e―Tax）で受験申込みを行う場合は、送信した税理士試験受験願書を印刷し、所定の箇所に受験手数料に相当する収入印紙を消印しないで貼ること。

受験申込科目数	1　科　目	2　科　目	3　科　目	4　科　目	5　科　目
受験手数料	4,000円	5,500円	7,000円	8,500円	10,000円

別　表

受験地、申込用紙等交付場所及び申込書類郵送先

受験地	申込用紙等交付場所・申込書類郵送先	〒	所在地	電話番号
北海道	札幌国税局人事第二課	060―0042	札幌市中央区大通西10丁目　札幌第２合同庁舎	011(231)5011
宮城県	仙台国税局人事第二課	980―8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎Ａ棟	022(263)1111
埼玉県	関東信越国税局人事第二課	330―9719	さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館	048(600)3111
東京都	東京国税局人事第二課	104―8449	中央区築地５丁目３番１号	03(3542)2111
石川県	金沢国税局人事第二課	920―8586	金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
愛知県	名古屋国税局人事第二課	460―8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号　名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
大阪府 京都府	大阪国税局人事第二課	540―8541	大阪市中央区大手前１丁目５番63号　大阪合同庁舎第３号館	06(6941)5331
広島県	広島国税局人事第二課	730―8521	広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎１号館	082(221)9211
香川県	高松国税局人事第二課	760―0018	高松市天神前２番10号　高松国税総合庁舎	087(831)3111
福岡県	福岡国税局人事第二課	812―8547	福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号　福岡合同庁舎	092(411)0031
熊本県	熊本国税局人事第二課	860―8603	熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096(354)6171
沖縄県	沖縄国税事務所人事課	900―8554	那覇市旭町９番地　沖縄国税総合庁舎	098(867)3601

平成30年度秋期情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験を除く）

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第39条において準用する第４条第１項の規定に基づき、平成30年度秋期情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験を除く）を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成30年４月２日

経済産業大臣　世耕　弘成

1　試験を実施する期日　平成30年10月21日（日）

2　試験地

⑴　試験地

札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、八王子、横浜、藤沢、厚木、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

⑵　注意事項

①　試験会場は、指定できないものとする。

②　試験地は周辺の市町村を含む。

③　各試験地で収容能力を超えた場合には、それぞれ隣接する試験地での受験とする。なお、事前に通知は行わないものとする。